

改訂版2012



守ろう！ 子どものいのちとくらし

左京区 子ども虐待対応ハンドブック

目次

- ◆このハンドブックを活用していただくにあたって……2
- ◆虐待とは？……3
- ◆もしかして虐待かも……6
- ◆発見から支援へ ①～③……8
- ◆子どもの立場で考える……14
- ◆あたたかな支援を届けるために……16
- ◆事例から学ぶ……18
- ◆こんなところも力になります……20
- ◆子どもの権利条約（要旨）……21
- ◆親子を支えるネットワーク……22
- ◆通告・相談機関……24

2008年度左京区児童虐待防止ネットワーク事業
ハンドブック作成委員会作成

虐待とは？



このハンドブックを 活用していただくにあたって

——夜の児童公園。一人の子どもが街灯に照らされ立ちすくんでいます。心配になって近づいてみると「家に帰りたくない」と泣いていました。その子の顔には傷が…虐待かもしれない…。こんな場面に遭遇したとき、皆さんはどう対応しますか？

日ごろから子どもの問題に関わっている人でさえ、このような場面では孤立感に襲われ、何をどうしてよいか分からなくなってしまうものです。

虐待は子どもの育ちの場を奪い、命さえも脅かします。取り返しのつかない事態を招かないためには、子どもの立場に立った一刻も早い対応が求められます。

しかし、虐待は家庭の中で起こるため、支援者は虐待かどうかの判断や、その家庭への関わり方に戸惑うこととなります。

本ハンドブックは、地域で子育てを支援する皆さんがこのような場面に会おうとき、勇気を持って行動できるよう、道を照らし支えることを目的として作成しました。一人で抱え込まずに冷静に対処し、関係機関と連携して息の長い支援につなげていくために、必要な情報や判断の基準となるエッセンスを盛り込んでいます。

幸いわが左京区では、子どもたちへのきめ細やかな福祉実践が積み重ねられ、支え合いの輪が息づいています。このハンドブックにより、あたたかい地域の輪が左京区を越え、京都市全域へと広がり、すべての親子に見守りのまなざしが注がれることを願ってやみません。

今般、本ハンドブックを作成して3年が経ちました。この間、法令の改正や区役所の移転、要保護児童対策地域協議会の新設があり、内容についても一部書きかえて「改訂版 2012」を作ることになりました。

2012年3月31日

左京区児童虐待防止ネットワーク事業
ハンドブック作成委員会

子どもの権利を侵害する虐待

子ども虐待によって幼い子どもが命を落としてしまう悲しい事件が後を絶ちません。自分を守るすべを持たない子どもにとって、子ども虐待は子どもの命を脅かす行為となります。

また、子ども虐待は一時の傷や怪我が問題となるだけでなく、子どもの成長や人格の形成にも大きな影を落としかねません。

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という）第1条では、子ども虐待は「児童の人権を著しく侵害するもの」と明確にされています。さらに子ども虐待は「その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える」とともに「将来の世代の育成にも懸念を及ぼす」とし、子どもの権利を侵害する行為であると述べられています。

親権と虐待

また、子ども虐待の定義（P5参照）は、保護者（親権を行う者）が監護する子どもに対して行う行為を指します。親権には、子どもの養育に係る権利の側面と義務の側面があって、それぞれは不可分で、かつ、子どもの利益のためのものであり、親権者であるからといって、何をしてもいいということではありません。

同法第14条第1項及び第2項では、保護者は、「しつけに際して、その適切な行使に配慮しなければなら」ず、「子どもの虐待に係る暴行罪、傷害罪、その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」とされており、子どもへの不適切な関わりについて、「親だから許されるだろう」「しつけの一環だ」という言葉は通用しないことが明文化されているのです。

虐待とは？



行政の役割

児童虐待防止法第4条第1項において、市区町村は子ども虐待について、次の重大な責務を負っています。

子ども虐待の「予防及び早期発見」、虐待を受けた「子どもの保護及び自立支援」、「子ども虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮」や、「虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援」、これらの責務を果たすために、関係機関との連携強化など必要な体制の整備に努めなければなりません。

左京区では関係者間で、虐待を受けた子ども及びその疑いのある子ども等についての情報交換や支援内容の協議を行う機関として、児童福祉法第25条第2項に規定されている、**要保護児童対策地域協議会**（以下「要対協」という）を設置しています。事務局は子ども支援センターです。

要対協は**代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議**から成り、児童虐待等への対応として、要対協の構成員に対して守秘義務を課し（※違反した場合は罰則があります。）、必要な情報を必要な関係機関同士で共有し、適切な支援を実施していくものです。

子ども虐待はその子どもの人格を歪めるだけでなく、その子どもが将来加害者になる可能性もあります。悲劇を次世代に持ち越さず、子どもが安心して安全に暮らしていける社会を目指していかなければなりません。

地域での課題

子ども虐待の背景には、核家族化や人間関係の希薄化といった近年の地域や家庭の急激な変化があります。また、子ども虐待は、外から見えない密室の家庭で起こるため、その発見や対応は難しく、地域での早期発見が重要です。子ども虐待を発見した者は速やかに通告し、自分だけで抱えることなく、関係者で情報を共有し、地域で連携して見守ることが大切です。児童虐待防止法第4条第7項では、「何人も児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連携が求められていることに留意しなければならない」とあります。虐待はどの家庭でも起こりうることであり、とりわけ地域社会全体で意識的に取り組むべき重要な課題なのです。

虐待の4つの定義

「子ども虐待」とは、保護者（親権者）（注1）が養育する18歳未満の子どもに対し、以下の行為をすることをいいます。

（児童虐待防止法第2条）

身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じる、または生じる恐れのある暴行を加えること。

- ・外傷としては、打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、刺傷、タバコによる火傷など。
- ・生命に危険のある暴行とは、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さづりにする、異物を飲ませる、冬に戸外に締め出す、縄などにより一室に拘束する、乳児を激しくゆさぶるなど。

心理的虐待

子どもへの著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（DV）など、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ・言葉による脅かし、脅迫。
- ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すこと。
- ・子どもの心を傷つけることを繰り返す言動。
- ・子どもの自尊心を傷つけるような言動。
- ・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- ・子どもが同居する家庭におけるDV。

ネグレクト

子どもの心身の正常な発達をさまたげるような、著しい減食、または長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置など、保護者としての監護を著しく怠ること。

- ・子どもの健康・安全への配慮を怠ること。例えば家に閉じ込める（子どもの意思に反して、学校等に登校させない）、重大な病気にかかっているにもかかわらず病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々家出する、乳幼児を車の中に放置する。
- ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康を損なうほどの無関心・怠慢。例えば、適切な食事を与えない、下着などを長時間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活させる。
- ・子どもを遺棄する。

性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせること。

- ・子どもへの性交、性的暴力、性的行為の強要・教唆など。
- ・性器や性交を見せる。
- ・ポルノグラフィーなどの被写体などに子どもを強要する。

（注1）保護者：親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいいます。

また、同法第3条では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と定めており、親権者に限らず、あらゆる者からの虐待を禁じています。

もしかして虐待かも



子どもの虐待早期発見のチェックリスト

(1) 子どもの様子

- 原因のはっきりしない怪我をしている・繰り返し起きている
- 傷や家族について不自然な説明・または説明したがない
- 手当てが十分でない
- 養育者におびえる
- 養育者から離れると安心した表情になる・無関心
- 表情が乏しい・凍りついた目つき
- おびえた泣き方
- 大人や親の顔をうかがう
- 他者にべたべたする・注意を引こうとする
- その場しのぎの嘘が多い
- 自虐的行為をする（壁に頭を打ちつけるなど）
- いつもお腹をすかせていて、与えらるるとがつつ食べる
- 食欲がなさ過ぎる
- 虫歯がたくさんあり、治療がされていない
- 身体的発達が遅い（低体重・低身長）
- 衣服や身体が常に不潔
- 衣服が季節にそぐわない
- 集中できない・落ち着きがない
- 元気がない・無気力
- 行動が衝動的
- 集団に入れない・友達から孤立している
- 乱暴・他児をいじめる
- 犬猫などの小動物を虐待する
- 近所で悪質ないたずらや、万引を繰り返す
- 連絡もなくまたは理由が不明・不自然な状況で、学校・保育園・幼稚園を休んでいる
- 学校・保育園・幼稚園などから家に帰りがたらない
- 家出放浪を繰り返している
- 服を脱ぐことを極端に嫌がる
- 性的なことで過度に反応する・性行為の真似をする
- 性的なことに不安を示す
- 異性に不自然に甘える

(2) 養育者の様子

- 子どもの怪我などについて不自然な状況説明をする
- すぐに極端な罰を与える（ベランダに放置する・食事を抜くなど）
- 叩く・蹴ることをしつげと思っている
- 絶え間なく子どもを叱る・ののしる
- 人前を気にせず怒鳴る
- 食事をちゃんとさせない
- 家庭内が極端に不衛生
- 望まない妊娠・出産
- 健診未受診・予防接種を受けさせていない
- 適切な医療を受けさせていない
- 子どもの健康や安全に対する無配慮
- 乳幼児を長時間放置して外出する
- 泣いてもあやさない・寄ってきても払いのける
- 子どもの育ち・育児に関する知識が乏しい
- 乳児を激しくゆさぶる
- 親の都合に合わせすぎる
- 極端な自己流育児を押し通す
- 子どもに対して拒否的な態度や言葉・過度に厳しい
- 他のきょうだいに比べてその子の扱いが極端に違う
- 密着しすぎるか全く放任
- 育児不安の訴えが多い
- 精神的な不安定さが見られ、子育てが負担になっている（眠れない・朝起きられない・家事ができない・死にたいなどの訴えがある）
- 自身も虐待を受けていた
- DVがある
- 経済的な困難を抱えている・ギャンブル等の依存・多重債務・転職失業など
- 転居を繰り返している
- 周囲の援助に拒否的・無関心
- 地域や親族と交流がなく孤立している

このチェックリストは、虐待の有無、子どもや養育者の日ごろの様子を把握するために活用します。なお、項目に該当する状況がそのまま虐待にあてはまるとは限りません。

このチェックリストは、
「子どもの虐待対応手引き」平成19年1月改訂版（厚生労働省）
「市町向けの子どもの虐待対応マニュアル」（滋賀県）
「横浜市子ども虐待防止ハンドブック（改訂版）」（横浜市）
「市町村子ども虐待防止ネットワーク対応マニュアル」（千葉県）
などを参考に作成しました。

発見から支援へ ①



通告って難しい？

虐待は隠されていることが多いので、虐待の発見だけでなく、「もしや」というあなたの疑いはとても重要になります。「虐待であってほしくない」という願いが、対応を遅らせてしまう場合もあります。子どもを守るためにも、まず通告という行動を起こしましょう。ここでの通告は、対応の権限を持つ機関（児童相談所・福祉事務所）に気になる状況を伝えることを言います。

同時に、所属する機関・団体間で情報共有を行い、周囲の理解や協力を得るにはどうしたらよいか、必要であれば役割分担についても一緒に考えていきましょう。決して一人で抱え込まないでください。

あなたの通告は、苦しい思いをしている親子が“よき援助者”に出会うきっかけになるはずですよ。「気にかかる親子がいます」「力になれることはないでしょうか」と、ぜひ福祉事務所（子ども支援センター）や児童相談所に通告してください。通告は民生・児童委員を介して行うこともできます。

※上記のような通告の結果、虐待と判断されなかった場合でも、通告者が民事上・刑事上の責任を負うことはありません。また、医師や公務員、民生・児童委員などには、職業上知りえた個人情報の秘密を守る義務がありますが、子ども虐待の通告は、法律で守秘義務より優先されると示されています（児童虐待防止法第6条第3項）。子どもを守ることが最優先であり、違反に問われることはありません。

●通告するときは…

通告者：「私は、左京区□□（所属）の○○（名前）と言います。
虐待通告で電話しました。担当の人をお願いします。」

（匿名を希望する場合は、「匿名でお願いします」と伝えます）

担当者：「虐待通告ですね。」

通告者：「はい。近所に心配なお子さんがおられますので、連絡します。まず、お子さんの名前からお伝えします。」

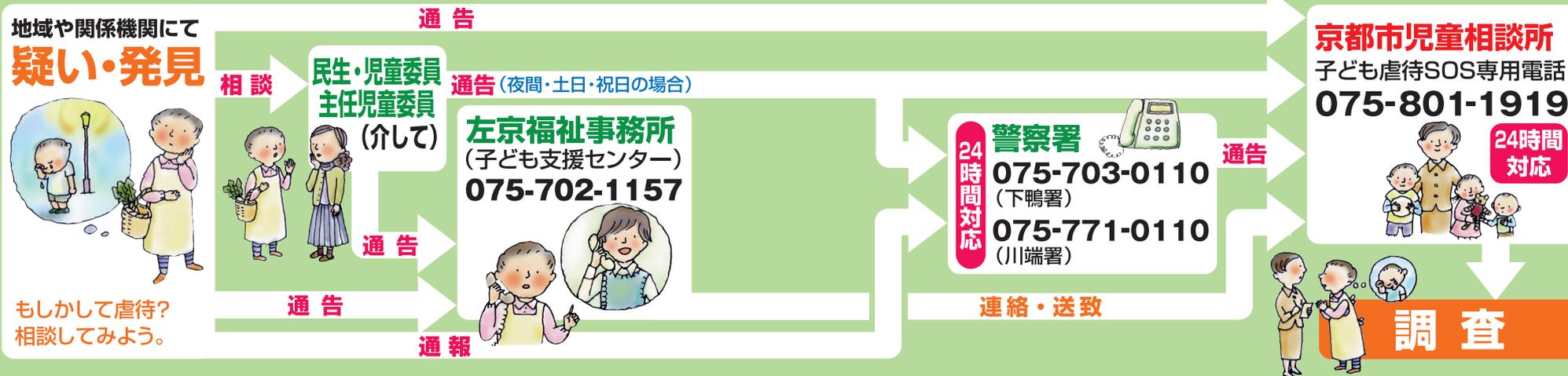
【通告内容】

- （1）子どもの住所・氏名・年齢・性別・所属・家族構成
その他きょうだいや他の家族の様子など（分かる範囲でよい）
- （2）虐待の内容など
誰から いつから どこで どんなふうに 頻度 時間帯など
- （3）あなたが虐待を疑う理由
- （4）通告者の連絡先（匿名の場合はその旨伝える）

担当者：「わかりました。虐待であった場合、今後の調査にご協力いただけますか。」

通告者：「はい」または「いいえ」

※通告した人が誰なのか特定されないように、秘密は守られます（児童虐待防止法第7条）。



発見から支援へ ②



通告を受けた児童相談所は、子どもの安否確認を48時間以内に行うことになっています。子どもの生命や身体に危険があるなど緊急対応が必要と判断された場合は、児童相談所の権限で一時保護を行います。一時保護は原則として保護者の同意を得ます。

児童相談所は子どもが通う保育園、幼稚園、児童館、学校、病院、地域などの関係者から虐待の有無や日頃の様子などを調査します。また、必要に応じて保護者との面接、子どもの観察診断（医学・心理）、養育環境の調整などを行います。それらをもとに、虐待の重症度が判定され、支援方針が決定されます。

在宅支援の場合は、必要に応じて関係者間で個別ケース検討会議を開きます。また、児童相談所、福祉事務所（子ども支援センター）、保健センターによる実務者会議において定期的に情報の共有を図るとともに、役割分担を行い、保育園や子どものショートステイ（子育て支援短期利用事業）、育児支援家庭訪問事業の利用調整など、地域の関係者ととも親子を見守る支援態勢を作ります。

里親委託や施設入所などの社会的養護が選択された場合も、外泊や将来の引き取りに備え、引き続き地域における関係者間の協力が欠かせません。

支援はチームを組んで

花園大学特任教授 津崎 哲郎先生

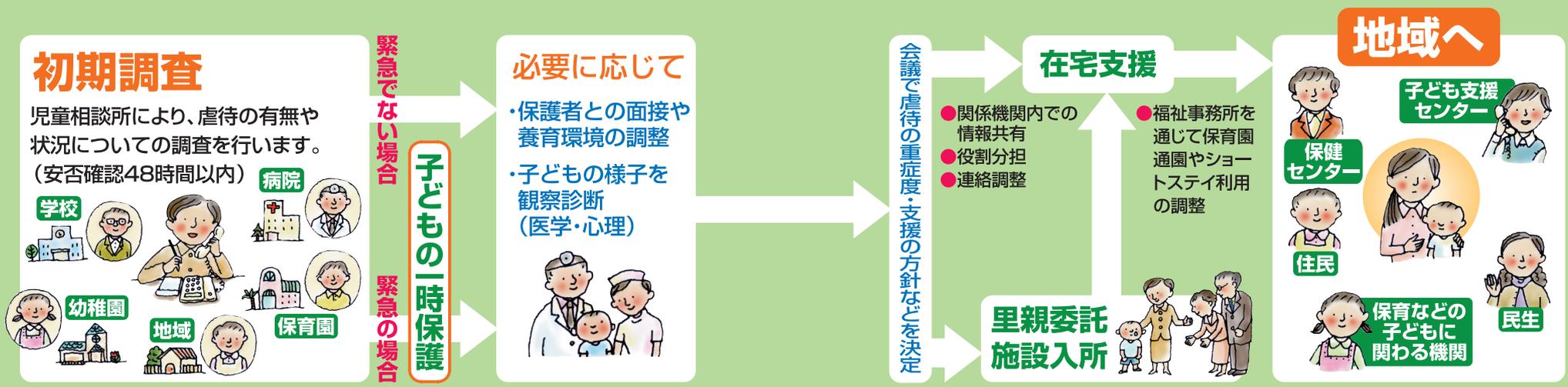
児童虐待防止法が持つ大きな意味は、行政の関わり方を180度転換させたことです。行政は、従来の「子ども虐待に対して、基本的に“民事不介入”であり、虐待を行う養育者からの相談がなければ動けない・動かない」という待ちの姿勢ではなく、たとえ養育者に相談のニーズがなくても、虐待が発見されたら、積極的に関与していかなくてはならないのです。

要は、家庭内の弱者が、強者から一方的に支配されることや、暴力を受けることに対して、＜発見＞と＜通告＞によって関与する仕組みがしっかりできたということです。児童相談所や市区町村は、相談がなかったので援助しませんでした、という言い訳はできません。

子どもに関わるあらゆる機関は、自発的な相談がないことを前提に、虐待を発見する努力を積み重ねることが必要です。地域の方々は、いち早く情報をキャッチして、児童相談所もしくは福祉事務所に＜通告＞という形で支援につながることが重要となります。

次に、支援のあり方ですが、大切になるのがネットワークによるチーム支援です。虐待が生じる家庭では、その多くが養育者の行動上の課題や経済的困窮、家族の病気、教育上の課題などを重複して抱えています。それゆえ個々の問題に対応できる機関が集まり、チームを組んで総合的に取り組んでいくことで初めて、重く難しい課題に対して、効果的な支援が可能となるのです。

（児童虐待防止専門講座講演から）



発見から支援へ ③



見守り支援の留意点

子ども虐待における「見守り」とは、「虐待の状況が改善するように、少しでも子どもが育つ環境が向上するように、リスクの変化をキャッチできるように」見守るということです。「見守り」をする人は、日々子どもの成長や発達が促され、子どもがすくすく育つ環境をつくるための取組をしながら見守りを行います。「見守り」には、いくつかの留意点があります。

①できるだけ多くの目で「見守り」を！

一人で抱え込むのではなく、多くの人と連携することは「見守り」をする人に安心感を与えます。子どもと親（保護者）が暮らす地域の民生・児童委員や主任児童委員、学区社協やボランティアなどの方々、子どもが所属する保育園や幼稚園、あるいは小学校、児童館などの先生方、保健師や福祉事務所（子ども支援センター）、児童相談所の担当者などと連携し、それぞれの視点で多面的な「見守り」を行うことが、子どもと親（保護者）、そして見守り人の安心と安全につながります。

② チェックリストを参考にしながらできごと（安心材料・心配材料）をメモ（記録）する！

虐待は、家庭の中で起こるため見えにくく、時として危険があります。チェックリスト（P 6～P 7）を参考にしながら確認しましょう。心配なことだけでなく、安心できることも「見守り」のポイントとして明確にしておきます。日

時や客観的な事実と、そのときどう感じたかを分けて簡潔にメモ（記録）することによって、子どもや親（保護者）の様子が客観的に見えてきます。小さな変化や出来事の中に、重要なポイントが隠されていることが多いのです。また、緊急性の高い重大な情報をキャッチしたら、すぐに児童相談所に連絡しましょう。

③「見守り」をする人たちが、情報交換・連携をしっかりと

①②を通して、「見守り」をする関係者の中で、情報が共有されることが大切です。一方、子どもや親（保護者）個人のプライバシーを守ることも十分に配慮されなければなりません。必要に応じて要対協（事務局：子ども支援センター）の個別ケース検討会議を開催し、情報の集約と分析、支援の見直しや見守りの役割分担を検討します。その際、緊急性の判断や緊急時の対応についても確認しておきましょう。会議開催の中心機関として、福祉事務所（子ども支援センター）や児童相談所の役割は重要です。

虐待をする親（保護者）は対人関係が上手くできない、自己肯定感が低い、他者に対する安心感が持てない、などの悩みや苦しみを抱えていることが多いです。子どもへの虐待という行為を指摘することは、親（保護者）の人格を否定することではありません。行為の指摘だけでなく、良いところもを見つけることを通して、地域で子どもがすこやかに育つことを、親（保護者）と共に見出していけるような見守りが必要でしょう。（大谷大学短期大学部教授 徳岡 博巳先生）

地域での見守り

要保護児童対策地域協議会を中心に関係者間で必要な情報を共有

- 虐待の経緯
- 子どもの様子
- 家族の抱える問題
- 支援の方針
- 関わる機関 など

見守りの役割分担を相互に確認

- 気をつけるポイント
(チェックリストP.6、7を参考に)

日々の支援



左京子ども支援センター
(要保護児童対策地域協議会事務局)



気になることができたら連絡

075-702-1157

情報の共有と支援の見直し

- 必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、関係者間で支援の見直しをします。



子どもの立場で考える



「しつけ」と「虐待」どう違うの？

子ども虐待が疑われる場合、その保護者は、「虐待している」という認識があるのでしょうか？ 多くの場合、「子育てのやり方はそれぞれ。親には親権がある」「愛情があるから、親の務めとして、厳しくしつけをしている」などと話します。では、どこからどこまでが「しつけ」であり「虐待」なのでしょう？

確かに、親には親権があり、親権は「親」の「権利」と書きます。しかし、親権は子どもの利益のために、子どもを監護養育する親に認められた権利義務の総称なのです。平成24年4月施行の改正民法は、この子どもの利益の観点を明確にし、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育する権利を有し、義務を負う」と規定しています。従って、親権は親のための権利ではなく、子どもの利益を実現するためのものであり、親の子どもを監護養育する「義務・責任」の側面を中心にとらえる必要があります。

そうすると、親が子どもの利益のために監護養育する責任を果たすにあたっては、子どもの成長発達を援助するものか、子どもの利益を実現するものかどうかを、子どもの立場に立って考える必要があります。よって、子どもの立場から見て、子どもの成長発達に悪影響を及ぼすような親の対応は、親の子どもを監護養育する義務を果たしておらず、「親権の濫用」にあたり、虐待なのです。「しつけだから」という親の主観は関係ないのです。

あなた自身が、子どもの立場に立って、その子どもの毎日の生活を想像して自分であったらどうだろうと考えてみてください。もし、あなたが親の言う理由で叩かれたらどうでしょうか。始終、駄目な子だと言われたらどうでしょうか。いつ、食べ物を用意してくれるのかわからなかったらどうでしょうか。

一方、親だけで子どもの利益を実現する監護養育責任を果たすことはできません。国、地方自治体などが、子育ての環境を整備、充実していくことはもちろん、子どもが毎日の生活を送る地域で、親の監護養育を援助し、子どもの成長を保障していくことが必要です。子どもの周りの大人達が、子どもの立場に立って、それぞれの子どもの成長を援助するという意識を持つことが大切です。

(弁護士 安保 千秋)

愛情は何にも代えがたい栄養です

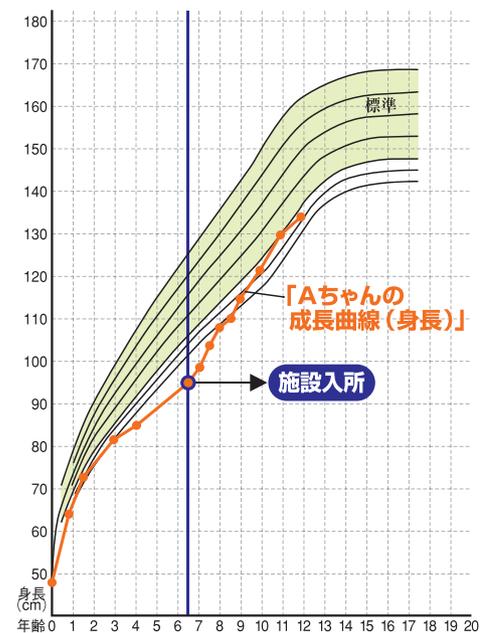
京都市児童福祉センター 発達相談所長 越智 雅晴先生

子ども虐待は、子どもの成長発達に多大な影響を及ぼすことはよく知られており、虐待がもたらすさまざまな症状を示す病態を「愛情遮断症候群」といいます。

子どもに十分な食事を与えない栄養ネグレクトは、当然、子どもの発育を阻害しますが、長期にわたる心理的虐待も成長ホルモンの分泌を低下させ、身長伸びを抑制することがあります。下図は低身長を伴った愛情遮断症候群の一例であるAちゃんの成長曲線です。

Aちゃんは初診時6歳5ヶ月の女児で、在胎34週、出生時体重1900gでした。新生児期から哺乳する力が弱く、体重もなかなか増えませんでした。乳幼児期より発達の遅れを認め、多動傾向もあり、いわゆる「手のかかる子ども」でした。おとなしい姉と比較され、保護者に叱られることが多く、ときに体罰を受けることもありました。母親との関係も悪く、心理的虐待と判定し、保護者の同意を得て施設に入所させることになりました。

入所時に行った検査では、成長ホルモンの分泌が低下していましたが、施設入所6ヶ月後に行った検査では正常化しており、その後、身長も標準曲線に追いつくように伸びていったのです。



あたたかな支援を届けるために



支援者がストレスを抱えたら

地域での見守りを行う支援者は、さまざまなストレスを抱えます。ストレスは私たちを成長させてくれますが、過度なストレスは健康を害する原因になり、支援にも悪影響を及ぼします。気持ちのゆがみが支援のゆがみを生まないために、大切になるのがストレスのコントロールです。

ストレスってなんだろう

「ストレス」は本来、物理学の用語で「何かの刺激を受けて、物体が折れそうにゆがむ」状態を言います。また、その刺激を「ストレッサー」と言います。

「ストレッサー」に対し、私たちはまず、「どれだけ自分を脅かす嫌なものか」「自分で何とかできるか」などを、認知、評価しようとします。不安やいらいら、怒りを感じたり、不機嫌になります。「ストレス反応」には、人によって陥りやすいパターンがあります。

ストレス反応の3つのタイプ

タイプ	鬱状態になる 落ち込み型	強迫神経症的になる イライラ型	疲れを感じられない 無自覚型
反応	<ul style="list-style-type: none">・憂鬱になる・食欲・やる気が出ない・休むことに罪悪感がある・自分はダメだと落ち込む	<ul style="list-style-type: none">・疲れを自覚しているが、休日や趣味も頑張ってしまう・常に焦りを感じ休めない・いつもイライラしている	<ul style="list-style-type: none">・疲れたことに気づかない・とことん頑張ってしまう・周囲が心配し、いたわる・頭痛、腰痛、不眠等、身体症状が出ている
対処のポイント	<ul style="list-style-type: none">・何が原因かを整理する・自分の思い込みを見極め、悪循環を断ち切る	<ul style="list-style-type: none">・気持ちがいい、といった感覚を大切に・人生には手抜きも必要	<ul style="list-style-type: none">・体に症状が出たら医師の診断を受ける・休養と気分転換

(ストレスのタイプは『疲れをとるハンドブック』池田書店(2000)より引用)

自分のタイプを知り、対処法を持っておくことで、自分自身の状態にいち早く気づき、対処することができます。また、安心して気持ちが話せる場を持つたり、支援以外の場でも充実した過ごし方をするなど、セルフケアを忘れないようにしましょう。

(女性ライフサイクル研究所 津村 薫先生 児童虐待防止専門講座講演から)

「通告」 — 地域で親子とともに

小児科医師 有井 悦子

子どもを怒鳴る大声、体罰を受けているような子どもの泣き声や悲鳴は痛々しくて聞くに堪えません。相応の世話を受けていない様子や衣服の下の酷い^{ひど}身体の傷は見るに忍びません。ましてや、いたましい虐待の報道に接すると「何てひどい親!」と思わず非難したくなってしまいます。子どもは自分では生きられない、保護され、世話をされる存在ですから、なおのことその親を責めたくありません。

虐待は決して肯定できるものではありません。けれども虐待に至ってしまう親の話をよく聴くと、厳しかった生い立ちや、今おかれている苦しい状況に想像力が働きます。多くの場合は、地域で孤立している、人付き合いが下手、自分の価値を極めて低く思っている、極端にあやまった子育て観を持っている、経済的なことや、パートナー・家族との関係など生活上の困難を抱えている、精神疾患で苦しんでいるなどが、いくつか重なっています。また、子どもに育てにくい素因があって、親が躰(しつけ)などで焦り、イラ立ち、追い詰められていることも少なくありません。虐待は子どもの苦難であり、同時に親の苦しみです。従って、虐待を疑った時点で『通告』することは、子どもを救うことはもちろん、親のちからになることができます。

日頃、私たちは虐待を受けていてもなお、“親を本当に大切に思い、親から大切に思われたい”と希う^{ねが}子どもにつき動かされます。地域にある人々が、ともにちからを出し合い、親子を支えることで親が安心し、たとえ“子どもがかわいく思えない”という親にも、子どもの「思い」がゆっくりであっても確かに伝わり、子どもと親の笑顔を輝かせることができます。地域の私たちが、一歩先へと進むと、誰もがちからを発揮します。ともにつながりましょう。

事例から学ぶ



(1) ショートステイや一時保育・保育園など、地域の社会資源の活用によるリスクの軽減

「保育園への通園」

A子さんは、結婚直後から夫の激しい暴力で悩み、1歳のB君とともに実家に戻りました。しかし、親の反対を押し切って結婚したのだからと両親には歓迎されませんでした。B君の顔を見ると夫の顔が思い浮かび、愛情が湧かないばかりか、発作的に放り投げたり、叩いたりしてしまいます。A子さんは、自分が仕事をしていないので、保育園には入れないと思っていましたが、近所の主任児童委員さんと一緒に、福祉事務所に相談に行ったところ、近くの保育園に入園することができました。

A子さんは、時間的余裕ができたことから、カウンセリングを受け、その後、仕事に就くことができました。A子さんは明るさを取り戻し、それとともにB君の表情も豊かになりました。今では、親元から独立し、子どもの悩みについては、その都度、担任の保育士に相談しています。

「ショートステイの利用」

C子さんは4歳のD君を保育園に行かせながら、平日働いています。土日はへとへとで、D君を怒ってばかり。保育園でD君の成長する様子を聞くとうれしい反面、家で言うことを聞かないと、「何でお母さんの言うことは聞かないの?」と情けない気持ちになり手を上げることも。ある日、保育園の先生に子ども支援センターを紹介されて、ショートステイの利用を勧められました。「子どもを泊まりで預けるなんて」と、最初は半信半疑でしたが、施設の先生は子育ての大変さを理解してくれて、安心したC子さんは見学を経て利用することになりました。その後、週末D君は、家庭的な雰囲気の施設でのびのび過ごし、C子さんも自分の時間を持つことができ、少し余裕を持って子どもと向き合えるようになりました。最近では、D君が上手にできたことなど、ちょっとした成長を見つけるのが楽しみになりました。

(2) 療育につながることによるリスクの軽減

「療育（発達を促す教育）への参加」

3歳のEちゃんは、人見知りが強く、自分の思いが通らないと頻繁に金切り声を上げて号泣する、友達遊びができず一人走り回る、同じ行動を繰り返すなど母を困惑させていました。そんなとき、保健センターの発達相談の日がやってきました。母は子育てのまずさを指摘されるのではないかと不安に思いつつ、「このままでは、親子とも行き詰まってしまう」と相談しました。発達相談員のねぎらいの言葉が母の救いになり、児童福祉センターで療育開始。Eちゃんは得意なことを認めてもらうことで、苦手だった人との関わりにも進歩が見えはじめました。母は、親同士の交流の中で「この子にはできないことだとわかっていてもイライラして叩いてしまっていた」などと胸のうちを話し、その後、Eちゃんの特性を認め親子で笑顔が見られるようになりました。療育は子どもの発達を促すだけでなく、親の成長をも促し、親子のこころの風通しをよくして、不適切な養育（マルトリートメント）を防止する大切な役割を果たすのです。

(3) 多子・多胎児の子育て支援を知っておく

「ピアカウンセリング（当事者同士の支援）」

病院で双子妊娠がわかったF子さん。しかも初産で、出産・子育てに自信が持てなくなり、不安で不安で仕方がありません。病院や保健センターで得られる情報も少なく、たどり着いた先は双子の育児サークルでした。実際に出産・子育てをしているお母さんに話を聞き、双子を見ることによって、やっと親として頑張っていけると思いました。しかし、現実には想像以上につらく、子どもたちの泣き声が恐怖になり、何度も育児放棄したくなるほど体力的にも精神的にも追い詰められました。そして、双子を連れて外に出ることもできなくなったのです。このような、育児書どおりにはいかない双子の子育ての中で、双子の親同士、仲間（ピア）の存在が唯一の救いとなりました。

ピアとの交流は、情報交換だけでなく、日頃ため込んだ育児ストレスから解放される機会ともなり、虐待を未然に防ぐ大きな力となったのです。

こんなところも力になります

子どもの権利条約(要旨)



1 子どもを預けたい・ちょっと手を貸してほしい

内容	事業・機関名	問合せ・申込先
週1~2回お子さんをお預かりします	一時保育	岩倉こひつじ保育園 075-791-1234 錦林保育所 075-761-3597 高野川保育園 075-781-8308 市原野保育園 075-741-2993
保育園の送迎など一時的な子育て支援(登録が必要)	ファミリーサポートセンター	075-255-2234
お泊りで1週間までお子さんをお預かりします(0歳~小学6年まで)	ショートステイ	支部:松ヶ崎児童館 075-791-8230 申込窓口:左京福祉事務所支援第1係 075-702-1114

2 子どものことで、ちょっと相談したい・聞いてほしい

子どもに関する総合相談窓口 継続の個別相談もあり	左京子ども支援センター	075-702-1157
子育てや健康についての相談 場合によっては保健師の訪問も	左京保健センター	075-702-1222
地域で身近な子育て相談 園庭開放などの行事の場を通して 相談できます	地域子育て支援ステーション	地域子育て支援ステーションに指定されている、各保育園(所)・児童館
	保育園(所)	各保育園(所)
	幼稚園 児童館	各幼稚園 各児童館
子育てのちょっとした悩みや不安	こどもみらい館	075-257-5560
子どもの医療や育児に関することなど	京(みやこ)あんしんこども館	075-231-8005
主に児童生徒に係る教育や 不登校に関することなど	こども相談センター パトナ	075-254-8107
子どもに関するさまざまな相談 子育て不安・虐待・不登校・非行など 発達の遅れ、聞こえやことば・行動で 不安なことなど	児童福祉センター 児童相談所 発達相談所	075-801-2929 夜間 075-801-1919 (24時間対応)

3 地域で子育て交流・情報交換したい

月1回程度の地域の子育て交流会 地域の民生委員、学区社協などが主催	子育てサロン (左京区に約18ヶ所)	左京子ども支援センター 075-702-1157 左京区社会福祉協議会 075-723-5666
京都市在住の双子、多胎児の親と子の会(年会費1500円)登録制	双子の会	連絡・案内送付: 上京区社会福祉協議会 075-432-9535 FAX075-432-9536

4 その他

CAP(子どもへの暴力防止)プログラムを通して、子ども自身が自分の身を守る方法を学び、人権意識を育て、自己肯定感を育む	NPO法人きょうとCAP 子どもの人権・暴力防止	TEL075-707-8477 FAX075-707-8478 MAIL: kyotocap-npo@kca.biglobe.ne.jp
---	--------------------------	--

子どもの権利条約は、1989年に国連で採択され、日本は1994年に批准し国内で効力が発生しました。子どもの権利条約は、日本国内では憲法に次いで尊重されるべきものです。

子どもの権利条約は、子どもの「人格の完全なかつ調和のとれた発達」のため、子どもの権利が「子どもの最善の利益」を考慮して(9条、18条、20条など)、子どもを取り巻くあらゆる場において実現されることを求めています(3条)。

第1に、子どもの権利条約は、子どもが保護の対象・客体であるだけでなく、何よりもまず権利の主体であり、しかもその権利を子ども自らが行使をすることができるのと立場に立っています。とりわけ、12条において、「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」と規定し、子どもに意見表明の権利があることを認めています。

第2に、国は、子どもが「生命に関する固有の権利を有することを認める」、子どもの「生存及び発達を可能な最大限の範囲において

確保する。」(6条)と規定し、国に子どもの生存と成長発達に関する権利を保障することを求めています。

第3に、子どもの権利条約には、親の権利に関する規定はなく、親は子どもに対して「養育及び発達についての第一義的な責任を有する。」(18条)と規定しています。そして、親は、責任を果たすにあたっては「子どもの最善の利益」に関心をもつように説かれています(18条)。そのうえで、子どもには「父母に養育される権利」があると規定しています(7条)。つまり、親には子どもを養育する責任があり、子どもは親に養育される権利があるのです。そして、子どもの権利条約は、国に対して、親がこの責任を遂行するにあたって親に適切な援助を与えることを求めています(18条)。一方、親が子どもを「虐待し若しくは放置する場合は」、「権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は」、親の意思に反して、子どもを親から分離して保護する必要があると規定しています(9条)。親が子どもを虐待する場合は、子どもの最善の利益のために親から子どもを保護する必要があると規定しているのです。

(弁護士 安保千秋)

親子を支える ネットワーク



●あなたの身近な子どもにかかわる機関や施設関係者を書き入れて下さい。

京都市児童相談所
☎075-801-2929
(担当:)

☎ 病院
(担当:)

左京子ども支援センター
☎075-702-1157
(担当:)

☎ 保育園
(担当:)

左京保健センター
☎075-702-1222
(担当:)

☎ 幼稚園
(担当:)

☎ 警察
(担当:)

☎ 学校
(担当:)

☎ 学校
(担当:)

民生・児童委員(学区会長)
名前
☎

☎ 児童館
(担当:)

民生・児童委員(地域担当)
名前
☎

学区社会福祉協議会
名前
☎

主任児童委員
名前
☎

学区社会福祉協議会
名前
☎

主任児童委員
名前
☎

名前
☎

名前
☎

近隣住民・親族など

名前
☎

※1ケースに1枚コピーして使うと便利です。

通告・相談機関

～いざというときはこちらへ～

機関名(受付時間)	通告	相談	電話番号
児童相談所 全国共通ダイヤル	◎	○	0570-064-000
京都市児童相談所 (子ども虐待SOS専用電話) (24時間対応)	◎	○	075-801-1919
(平日8:30～17:00)			075-801-2929
左京福祉事務所 (左京子ども支援センター) (平日8:30～17:00)	◎	○	075-702-1157
左京保健センター 健康づくり推進課 (平日8:30～17:00)	○	○	075-702-1222
下鴨警察署 生活安全課	○	○	075-703-0110
川端警察署 生活安全課	○	○	075-771-0110

※ ◎は児童虐待防止法上の通告先です。

■左京区児童虐待防止ネットワーク事業ハンドブック作成委員会委員

◎岸野 亮淳	小川 眞三	上田 博司	新井 綾子	安保 千秋
西澤 徹	千代 裕子	藤田 光子	峯 まき子	有井 悦子
信ヶ原 和子	西村 二郎	山本 早苗	(◎委員長)	

■協力

津崎 哲郎先生(花園大学特任教授) 徳岡 博巳先生(大谷大学短期大学部教授)
越智 雅晴先生(京都市児童福祉センター) 津村 薫先生(女性ライフサイクル研究所)
京都市児童相談所 京都市教育委員会指導部生徒指導課・生涯学習部
京都市左京福祉事務所 京都市左京保健センター

■ハンドブックについてのお問い合わせ先

京都市左京区社会福祉協議会 TEL 075-723-5666

本冊子に掲載する内容は、左京区社会福祉協議会のホームページ
(<http://www.mediawars.ne.jp/fukusi05/>) よりダウンロードできます。

守ろう!

子どものいのちとくらし
左京区子ども虐待対応ハンドブック
[改訂版2012]

発行日:2012年3月31日

発行:京都市左京区社会福祉協議会

編集:ハンドブック作成委員会

協力:NPO法人おふいすパワーアップ